消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件（案）に関する御意見の募集について

令和３年１月１９日
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部

消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件（案）について、下記のとおり、御意見を募集します。

１．御意見募集期間

令和３年１月１９日（火）から令和３年２月１７日（水）まで（郵送及びＦＡＸの場合も募集期間内に必着）

２．御意見募集対象

消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件（案）について（概要）

３．御意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

○　郵送の場合

〒100－8916　東京都千代田区霞が関1－2－2
厚生労働省　社会・援護局　障害保健福祉部企画課自立支援振興室　宛て

○　ＦＡＸの場合

03－3503－1237
厚生労働省　社会・援護局　障害保健福祉部企画課自立支援振興室　宛て

○　電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

４．御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、件名に「消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件（案）について」と明記の上、日本語で御提出くださいますよう、お願いいたします。

また、個人の場合は住所・氏名を、法人の方は法人名・法人の主たる事業所の所在地及び連絡先を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名、住所及び連絡先を除き、公表させていただくことがあります。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

以上